

下水道使用料の経過措置が終了します

1 下水道使用料について

下水道使用料は、平成19年4月から、旧町村料金を統一しており、農業集落排水使用料（公共下水道富渇地区含む）の一般用については、世帯割額1,050円に世帯員割額525円を加算した額であり、経過措置として19年度に限り、世帯員数が6人目以降は315円となっていました。



今年の4月使用分（5月請求分）からは、**6人目以降も525円となります**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（例）世帯員数が6人の場合

【19年度】1,050円+（525円×5人）+（315円×1人）=3,990円

【20年度】1,050円+（525円×6人）=4,200円

2 下水道の使用人数に変更があった場合は届出を！

農業集落排水使用料（公共下水道富渇地区含む）の一般用は、世帯員の人数を基に算定されますが、この人数は実際お住まいになっている人数となりますので、修学、出稼ぎ等の理由により不在となる場合、又は世帯が違ってもお住まいを同じくする場合等使用人数に変更があったときは、速やかに「施設使用者（世帯員）変更届」を下水道課又は各支所へ届出してください。

3 口座振替ご利用者へ

下水道使用料の口座振替は、これまで当月使用分を翌月に振替し、振替できなかった場合は、翌月以降再振替を行ってききましたが、平成20年4月使用分（5月振替）からは振替できなかった場合は、納付書を送付しますのでその納付書で納付していただくこととなります。

また、この納付書での納付が遅れた場合には、督促状が届く場合がありますので口座の残高をご確認いただき、振替できるようにご留意願います。

口座振替日が毎月25日から月末に変更となります

住宅使用料及び下水道使用料の口座振替について、これまで毎月25日に振替を行ってまいりましたが、市税の振替日に統一するため、住宅使用料は平成20年4月振替分から、下水道使用料は平成20年4月使用分（5月振替分）から振替日が月末に変更となります。

問い合わせ先 市役所 下水道課 業務係

電話42-2593

稲垣地区自治会連合会の取り組み

稲垣地区自治会連合会では、生活環境を改善するため、生活合理化運動「無駄・無理・見栄をなくしましょう」の一環として葬祭、見舞い等の簡素化に取り組むことになりました。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

取り組み内容

・葬祭関係
お祝いのある方…1万円以内
ポスター代……………3千円
一般の香典……………2千円
引き出物……………廃止
香典返し……………廃止
通夜の接待……………廃止
・その他
お見舞金……………5千円以内
快気祝い（お返し）…廃止

4月に国民年金保険料納付案内書が送付されます

平成20年度の毎月の国民年金保険料額は、**14,410円**です。4月に、20年度の国民年金保険料納付案内書が送付されます。納付案内書には毎月分の保険料の納付書のほかに、口座振替申請書や前納用の納付書も同封されていきます。

もし中旬になっても納付案内書が届かない場合はお近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

「ねんきん特別便」について

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない記録について、コンピューターによる名寄せを行い、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に3月まで「ねんきん特別便」を順次お送りしてきました。4月からは、こうした方以外のすべての皆様方にも下記のスケジュールにより順次「ねんきん特別便」をお送りいたします。

★年金受給者の方々へは20年4月から5月までの間

★現役加入者の方々へは20年6月から10月までの間

「ねんきん特別便」が届いた方で、質問、問い合わせがある場合は「ねんきん特別便専用ダイヤル」0570-058-555まで。

◇住所・名字が変わった方は速やかに届け出を

現在の住所とお届けいただいている住所が異なっていると大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要です。

また、結婚等で名字が変わったことがある方で氏名変更のお届けがなされていない方は、結びつく可能性のある過去の年金記録を探すためにも届け出をお願いいたします。

届出先など詳しくは

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

問い合わせ先 市役所 市民課

電話42-1108

又は弘前社会保険事務所

電話0172-27-1338

水田経営所得安定対策加入受付中!

水田経営所得安定対策（旧名称 品目横断的経営安定対策）の加入手続きが、4月1日から始まりました。

受付場所は、最寄の農政事務所及び各地域課になります。

【対象農業者】

- ・認定農業者（4ha以上）・集落営農組織（20ha以上）
- ・地域水田ビジョンに位置づけられている地域の担い手

【対象農産物】

- ・生産条件不利補正対策（麦・大豆）
- ・収入減少影響緩和対策（米・麦・大豆）

加入手続き：20年4月1日～6月30日

※20年からは、固定払（旧略称 緑ゲタ）についても同時に受付します。

問い合わせ先

加入・相談窓口 青森農政事務所 地域第三課（五所川原庁舎）

電話35-2138

相談窓口 青森農政事務所 五所川原統計・情報センター

電話35-6060